

## 1 発注標準

建設工事の発注標準は、三重県建設工事発注標準等を準用し、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、及びとび・土工・コンクリート工事（橋梁修繕に限る）について、下表に基づき入札参加業者を選定するものとする。なお、区分への格付けは、総合点数または経審総合評定値、技術者数のすべての条件を満たしてはならない。

## 〔土木一式工事〕

ランク	設計金額	格付け基準
A	2,000万円以上	①総合点数840点以上 ②1級技術者5名以上 （うち3名の公共工事の主任技術者の実績）
B	2,000万円以上 8,000万円未満	①総合点数760点以上 ②1級技術者2名以上 （うち1名の公共工事の主任技術者の実績）
C	2,000万円未満	上記以外のもの

## 〔建築一式工事〕

ランク	設計金額	格付け基準
A	5,000万円以上	①総合点数810点以上 ②1級技術者3名以上
B	1,500万円以上 10,000万円未満	①総合点数750点以上 ②1級技術者1名以上
C	5,000万円未満	上記以外のもの

## 〔舗装工事〕

ランク	設計金額	格付け基準
A	すべて	①総合点数830点以上 ②1級技術者5名以上 （うち3名の公共工事の主任技術者の実績）
B	すべて	上記以外のもの

## 〔とび・土工・コンクリート工事（橋梁修繕に限る）〕

区分	設計金額	格付け基準
I	1,000万円以上	経審総合評定値の上位7位とする
II	1,000万円未満	上記以外のもの

## 〔建築設計〕

区分	設計金額	格付け基準
I	200万円未満	①熊野市・御浜町・紀宝町のいずれかに本店又は営業所を有するもの ②三重県建築士会紀南支部に所属する、三重県被災建築物応急危険度判定士要領により登録のある判定士が在籍するもの
II	200万円以上	区分Iの業者及び、過去に指名実績のある伊勢市・松阪市・津市に本店又は営業所を有するもの

## 2 特例

次に該当する場合は、当該発注区分の上位区分の業社を指名することができる。

- ①災害復旧工事を施工する場合
- ②下位区分による競争入札が不調となり、再度競争入札を行う場合